

【令和7年(令和6年度)分】

①魚沼市に令和7年1月1日現在住民登録がない方はこの申告書で申告することができない場合があります。(住民登録地へお問合せください)
②事業所得又は不動産所得のある方は、収支内訳書の作成が必要です。

	申告書への個人番号(マイナンバー)の記載	本人確認書類の提示 (または写しの添付)	●マイナンバーカードの交付を受けている方 → マイナンバーカード ●マイナンバーカードの交付を受けていない方				
申告者本人	必要	必要	<table border="1"> <tr> <td>番号確認書類</td><td>身元確認書類</td></tr> <tr> <td>マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書など</td><td>運転免許証、パスポート、障害者手帳、被保険者証、年金手帳など</td></tr> </table>	番号確認書類	身元確認書類	マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書など	運転免許証、パスポート、障害者手帳、被保険者証、年金手帳など
番号確認書類	身元確認書類						
マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書など	運転免許証、パスポート、障害者手帳、被保険者証、年金手帳など						
扶養親族等	必要	不要					

令和6年(2024年)1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

個人番号（マイナンバー）を記入
してください（上記を参照）。

収入が全くなかった方、非課税収入のみの方は、こちらの該当箇所に記入してください。

⑪～⑬に該当する方は該当する欄にチェックをしてください。

②本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合は氏名と障害の程度を記入してください。

②②控除の対象となる配偶者がいる場合は記入してください。

また、本人の所得が1,000万円を超える方で、同一生計配偶者がいる場合にも記入が必要です。

㊤扶養親族の氏名、生年月日、続柄を記入し、同居・別居のどちらかにチェックをしてください。扶養親族のうち別居されている方がいる場合は裏面「12」も記入してください。

る場合は、忘れずに記入してください。

医療費控除の特例を選択
 する場合は□に1と記入
 してください。

明細書を作成し、添付してください。

⑬⑭支払保険料を記入し、支
払い先から発行される証明書
を添付してください。

ア～ケは裏面に記載した収入金額、コ～シは所得金額を転記してください

①～③は裏面に記載した収入金額から雑費等を差し引いた金額を記載してください。

⑫は①～⑥、⑩、⑪
の合計額を記入して
ください。

- ←左表⑬の額
- ←左表⑬の額
- ←右表⑮の合計額
- ←右表⑯の計算額
- ←右表⑰⑱参照
- ←右表⑲⑳の合計額
- ←右表㉑㉒参照
- ←左表㉓の合計額
- ←右表㉔参照

←右表②⑥参照
←右表②⑦参照

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

申告書受付	申告支援入力	住民税入力

⑬社会保険料控除 及び ⑭小規模企業共済等掛金控除 支払金額＝控除額

⑮生命保険料控除		控 除 額
旧生命・ 旧個人年金 契約のみ①	支払保険料15,000円以下	支払保険料の全額
	支払保険料15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
	支払保険料40,001円以上	支払保険料×1/4+17,500円(最高35,000円)
新生命・ 介護医療・ 新個人年金 契約のみ②	支払保険料12,000円以下	支払保険料の全額
	支払保険料12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
	支払保険料32,001円以上	支払保険料×1/4+14,000円(最高28,000円)
新旧混在③	新・旧契約の各控除額の合計	最高28,000円

控除額＝生命保険(ＡＢＣのうち最高額)＋個人年金(ＡＢＣのうち最高額)＋介護医療Ｂ（最高70,000円）

●記載例の場合 $[(65,000円 \times 1/4 + 14,000円) > \text{最高}28,000円] + (60,000円 \times 1/4 + 17,500円) + (31,000円 \times 1/2 + 6,000円) = 82,000円$ だが最高70,000円のため70,000円

⑯地震保険料控除	控 除 額
A 地震保険料	支払保険料×1/2(最高25,000円)
B 旧長期損害保険料	
支払保険料5,000円以下	支払保険料の全額
支払保険料5,001円以上	支払保険料×1/2+2,500円(最高10,000円)
控除額=A+B(最高25,000円)	
●記載例の場合	(5,600円×1/2)+(12,000円×1/2+2,500円)=11,300円

●記載例の場合 $(5,600\text{円} \times 1/2) + (12,000\text{円} \times 1/2 + 2,500\text{円}) = 11,300\text{円}$

⑪～⑭	⑮～⑯	⑰～⑳	㉑～㉒	㉓～㉔	㉕～㉖	㉗～㉘	㉙～㉚	㉛～㉜	㉝～㉞	㉟～㊱	㊲～㊳	㊴～㊵	㊶～㊷	㊸～㊹	㊺～㊻	㊼～㊽	㊾～㊿	所得控除区分	控除額	●記載例の場合及び該当者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-----	--------------

⑦寡婦控除 ⑧ひとり親控除	条件	[1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当：①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額48万円以下の扶養親族を有する		
	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明など、[1]～[3]のいずれにも該当	ひとり親	30万円	—
	「ひとり親」に当たらない方で、[1]、[2]、[4]のいずれにも該当	寡婦	26万円	—

⑨勤労学生控除	合計所得金額75万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下	勤労学生	26万円	—
---------	-------------------------------	------	------	---

⑩障害者 控 除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等	障害者	26万円	魚沼太郎…26万円
	身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等	特別障害	30万円	—
	上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居	同居特別障害	53万円	—

	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	●記載例の場合及び該当者
⑦配偶者控除	一般 昭和30年1月2日以後生まれ	33万円	22万円	11万円	
	老人 昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	26万円	13万円	

②配偶者 特別 控 除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	魚沼税子…31万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

②扶養控除	下記以外の年齢の方		一 般	33万円	魚沼一郎、魚沼花子…66万円
	70歳以上	下記以外（おじ、おば、兄弟等）	老 人	38万円	—
		本人又は配偶者の直系尊属で同居	同居老親等	45万円	—
	19～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日生	特 定	45万円	—
	16歳未満	平成21年1月2日以後生まれ	年 少	0円	魚沼 大… 0万円

④基礎控除	本人の合計所得金額	2,400万円以下	43万円	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	—
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	—
		2,500万円超	適用なし	—

②⑥雑損控除(災害、盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合など)

右のA・Bのいずれが多い金額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{A (損失額－保険等による補てん額)－(総所得金額等} \times 10\%) \\ \text{B 災害関連支出の金額－5万円} \end{array} \right.$

※地震、火災、風水害などによる損害のほか、豪雪の場合の雪下ろし費用等も該当します。

②⑦医療費控除

(従来分) 医療費一補てん額一(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない金額)(最高200万円)
(特例分) 特定一般用医薬品等購入費一補てん額一12,000円 (最高88,000円)

従来分の控除と特例分の控除を併せて受けることはできません。どちらか一方を選択することになります。

●記載例の場合(従来分) $220,000\text{円} - 90,000\text{円} - 100,000\text{円} (2,767,856\text{円} \times 5\% > 100,000\text{円}) = 30,000\text{円}$

裏面もご覧ください。

裏

【令和7年(令和6年度)分】

源泉徴収票の無い給与収入については、こちらに記入してください。

事業用資産、骨董品等の譲渡金額(所有5年未満は短期、5年以上は長期)と生命保険満期金等の一時所得の収入金額、必要経費、差引金額をそれぞれ記入し、特別控除額(譲渡所得、一時所得それぞれ最高50万円を差し引いた金額を「イ、ロ、ハ」及び表面「コ、サ、シ」に、所得金額(長期譲渡、一時所得は所得金額を1/2にした金額)の合計額を「ニ」及び表面㊸に記入してください。

事業専従者の氏名、続柄、生年月日、従事月数、支払金額をそれぞれ記入してください。また、事業専従者の方は扶養控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

扶養親族のうち別居されている方がいる場合は必ず記入してください。また、国外居住者については、区分に該当しない場合は控除対象とすることはできません。住所は令和7年1月1日現在の住所をご記入ください。

給与等の収入が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

ア. 本人が特別障害者に該当する
イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

⇒所得金額調整控除額＝（給与収入(上限1,000万円)－850万円)×10%

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	魚沼市〇〇地内	980,000 円	1,134,000 円	円
不動産	魚沼市〇〇地内	200,000	76,544	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	㈱ 〇〇電気	6 . 10	50,000 円	円
		.		
		.		
		.		

9 雑所得(公的年金以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	300,000 円	260,000 円	40,000 円	500,000 円	0 円
	長 期	2,300,000	1,600,000	700,000		200,000
一 時		850,000	700,000	150,000	150,000 円	0 円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の㊸の所得金額欄へ記入してください。					ニ合計イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]	100,000

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	専従者給与(控除)額
1 氏名				円
個人番号				
2 氏名				円
個人番号				
3 氏名				円
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし 合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
☐ 他道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	国外居住
1 フリガナ				
2 氏名				国外居住
フリガナ				
3 氏名				国外居住
フリガナ				

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会、日本赤十字会・都道府県、市区町村分(特例控除対象外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	特別障害に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
フリガナ							
個人番号							

各機関から発行される証明書又は、領収書を添付してください。控除対象とならない寄附金もございますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

営業、農業、不動産の種類と収入金額、必要経費を事業ごとに記入し、収入金額を表面「ア、イ、ウ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の①、②、③にそれぞれ転記してください。
※「収支内訳書」の添付も必要です。

配当所得の種類と、支払者、支払年月、収入金額、必要経費を配当ごとに記入し、収入金額を表面「オ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面⑤にそれぞれ転記してください

個人年金、報酬等の種目と、支払者、収入金額、必要経費を種目ごとに記入し、収入金額を表面「ク」又は「ケ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の⑧又は⑨にそれぞれ転記してください。

- 雑・業務(ク・⑧)⇒原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
- 雑・その他(ケ・⑨)⇒個人年金保険、シルバー人材センター配分金など、雑・業務以外のものによる所得

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額の合計額		給与所得金額の計算式	
～	550,999円	0円	
551,000円	～	1,618,999円	給与収入金額－550,000円
1,619,000円	～	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	～	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	～	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	～	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	～	1,799,999円	[給与収入金額÷4(千円未満切捨)]×2.4＋100,000円
1,800,000円	～	3,599,999円	[給与収入金額÷4(千円未満切捨)]×2.8－80,000円
3,600,000円	～	6,599,999円	[給与収入金額÷4(千円未満切捨)]×3.2－440,000円
6,600,000円	～	8,499,999円	給与収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円	～	給与収入金額－1,950,000円	

●記載例の場合(合計給与収入3,650,000円)
3,650,000円÷4＝912,500円(千円未満を切捨) 912,000×3.2－440,000＝2,478,400円

【公的年金等の雑所得】 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円までの場合 (1,000万円を超える場合の計算方法はお問い合わせください)

昭和35年1月2日以後に生まれた人(年齢65歳未満の人)		昭和35年1月1日以前に生まれた人(年齢65歳以上の人)	
公的年金等の合計収入額(A)	公的年金等の雑所得金額の計算式	公的年金等の合計収入額(A)	公的年金等の雑所得金額の計算式
～ 600,000円	0円	～ 1,100,000円	0円
600,001円	～ 1,299,999円 A－600,000円	1,100,001円	～ 3,299,999円 A－1,100,000円
1,300,000円	～ 4,099,999円 A×0.75－275,000円	3,300,000円	～ 4,099,999円 A×0.75－275,000円
4,100,000円	～ 7,699,999円 A×0.85－685,000円	4,100,000円	～ 7,699,999円 A×0.85－685,000円
7,700,000円	～ 9,999,999円 A×0.95－1,455,000円	7,700,000円	～ 9,999,999円 A×0.95－1,455,000円
10,000,000円	～ A－1,955,000円	10,000,000円	～ A－1,955,000円

●計算例[年齢68歳 年金収入3,450,000円]の場合
3,450,000円×0.75－275,000円＝2,312,500円